

# 被災代替家屋に対する固定資産税の減額申告書

令和 年 月 日

荒尾市長（宛）

（申告者）

住所又は所在地

（ふりがな）  
氏名又は名称

電 話

個人番号又は法人番号

地方税法第352条の3に規定する固定資産税の減額の適用を受けるため、関係資料を添えて申告します。

納税義務者	住所 所在地			
	氏名 名称	被災家屋の所有者との関係 <input type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> その他（ ）		
代替家屋	家屋の所在地			
	家屋番号	床面積	1階	m <sup>2</sup>
	用途（種類）		1階以外	m <sup>2</sup>
	構造		合計	m <sup>2</sup>
	取得・改築年月日	共有持分	/	
取得・改築の状況	<input type="checkbox"/> 新築家屋の取得 <input type="checkbox"/> 既存家屋の取得 <input type="checkbox"/> 被災家屋の改築 <input type="checkbox"/> その他（ ）			
他市町村への申告		<input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> あり（令和 年 月 日申告 市町村）		

被災家屋	所有者の 住所又は所在地	〒		
	所有者の 氏名又は名称			
	家屋の所在地			
	家屋番号	床面積	1階	m <sup>2</sup>
	用途（種類）		1階以外	m <sup>2</sup>
	構造		合計	m <sup>2</sup>
	処分年月日	令和 年 月 日	共有持分	/
処分方法	<input type="checkbox"/> 解体 <input type="checkbox"/> 売却 <input type="checkbox"/> 滅失 <input type="checkbox"/> その他（ ）			

※ 「被災家屋」とは、震災等により滅失し、又は損壊した家屋をいいます。

※ 「代替家屋」とは、「被災家屋」に代わるものとして取得した家屋又は当該損壊した家屋を改築した場合の家屋をいいます。

※ 特例の適用要件及び添付書類については、裏面に記載してあります。

## 特例の適用要件

震災等により滅失し、又は損壊した家屋（以下、被災家屋という）に代わるものとして取得又は改築した家屋に係る固定資産税の特例の適用要件は、次のとおりです。

### 1 適用対象者

- (1) 被災家屋の所有者（当該被災家屋が共有名義の場合には、その持分を有する者を含む。）
- (2) 被災家屋の所有者に相続が生じたときはその相続人等
- (3) 代替家屋に被災家屋の所有者と同居する三親等内の親族
- (4) 被災家屋の所有者に合併が生じたときの合併後存続する法人又は合併により設立された法人等

※ 被災家屋の所有者とは、震災等の発生した日現在の所有者をいう。（震災時点で家屋を所有しておらず、震災後に新たに取得した場合は対象となりません。）

### 2 被災代替家屋の要件

- (1) 被災家屋に代わるものとして取得又は改築した家屋であること  
※ 原則として種類（用途）又は使用目的が同一であるもの。
- (2) 被災家屋を改築した場合は、改築後の価格が被災家屋の価格以上となるもの
- (3) 震災等の発生した日から被災年の翌年の3月31日から起算して4年を経過する日までの間に取得又は改築した家屋。

### 3 被災家屋要件

- (1) 震災等により滅失・損壊した家屋  
※ 原則として災証明書の判定が「半壊」以上であること。
- (2) 取り壊し又は売却等の処分がなされていること（改築の場合を除く）

### 4 特例割合

被災家屋の床面積相当分に係る固定資産税の税額について、取得の翌年から4年度分を2分の1に減額します。共有名義の場合は、持分割合に応じて面積按分により算定します。

### 5 申告書の提出期限及び提出先

代替家屋を取得又は改築した年の翌年の1月31日までに、荒尾市役所税務課に提出してください。

## 添付書類

- 1 被災家屋が震災等により滅失又は損壊した旨を証する書面  
⇒ 災証明書（写）等
- 2 被災家屋が所在したことを証する書面  
⇒ 被災家屋が所在した市町村が発行する被災年度の固定資産税評価証明書（写）、課税台帳記載事項証明書（写）等  
※ 被災家屋が課税台帳に登録されていない場合は、別途被災家屋の所在を確認できる書面が必要です。
- 3 被災家屋の処分を確認できる書面  
⇒ 解体契約書（写）、売買契約書（写）、解体完了通知書（写）等
- 4 その他
  - (1) 震災等の発生した年の1月2日から、震災等の発生した日までの間に取得し、被災した家屋については、震災発生時に被災地に所在、所有したことを証する書面  
⇒ 不動産登記簿謄本（写）、建築請負契約書（写）、売買契約書（写）等
  - (2) 代替家屋の所有者が、被災家屋の所有者の相続人や被災家屋の所有者と同居する三親等内の親族又は合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人等であることを証する書面
    - ・ 相続人 ⇒ 戸籍謄本（写）
    - ・ 代替家屋に被災家屋の所有者と同居する三親等内の親族  
⇒ 戸籍謄本（写）と住民票（写）
    - ・ 合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人等  
⇒ 法人の登記簿謄本（写）

※ 必要に応じて上記以外の書面を提出していただく場合があります。

※ 必要に応じて被災家屋の所在した他の市町村に問い合わせをする場合があります。